

令和 9 ・ 1 0 年度 東海村物品調達等入札参加資格審査申請要項
(定期資格審査申請分)

(茨城県東海村)

東海村が発注する物品の購入、役務の提供等に関する令和 9 ・ 10 年度の入札参加資格の申請については、この要項を確認の上申請をすること。

1. 受付期間

令和 8 年 11 月 11 日 (水) ～12 月 11 日 (金) ※当日消印有効

2. 申請方法等

①提出方法

申請書等提出書類を郵送 (宅配便可)で提出すること。

②提出先

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号
東海村役場 総務部 総務課 管財・検査担当 行き

※ 封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と記載すること。

③その他

申請書等を提出する前に、物品調達等入札参加資格審査申請書チェック表により提出書類に漏れがないか確認してください。

また、物品調達等入札参加資格審査申請書チェック表も送付してください。

3. 名簿の登載期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (2 年間)

4. 名簿の公表

入札参加資格名簿については、東海村のホームページにより公表します。

5. 提出書類

No.	提出書類名	提出が必要な場合	原本・ 複写可	注意事項
1	物品調達等入札参加資格審査申請書	申請者全員	原本	・ 村独自様式 ・ 下記 7 の注意事項を参考
2	物品調達等業者登録カード	申請者全員	原本	・ 村独自様式 ・ 下記 8 の注意事項を参考

3	営業に関し許可・登録等を必要とする場合は、これを受けたことを証明する書類	該当する場合	複写可	・別紙「業種コード表」を参考
4	登記事項証明書	法人の場合	複写可	・法務局発行のもの ・申請日以前 3 ヶ月以内 の証明のもの
5	身分証明書	個人事業者の場合	複写可	・市町村長（戸籍担当窓口）発行のもの ・申請日以前 3 ヶ月以内 の証明のもの
6	委任状	東海村との入札・契約・請求等に関する権限を、代表者が受任者に委任する場合	原本	・様式は問いません
7	特約店又は代理店である場合は、これを証明する書類	該当する場合	複写可	
8	財務諸表	法人の場合	複写可	・申請日直前の決算に係る 2 期分 ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書
9	営業収支計算書 （所得税申告決算書）	個人事業者で、青色申告の際に記入した場合	複写可	・申請日直前の決算に係る 2 年分 ①所得税青色申告決算書の貸借対照表（資産負債調） ②所得税青色申告決算書の損益計算書
10	営業収支計算書 （所得税申告決算書）	個人事業者で、白色申告の際に記入した場合	複写可	・申請日直前の決算に係る 2 年分 ①営業収支・資産負債の状況が明示されている書類 ②所得税白色申告決算書の損益計算書
11	国税納税証明書	法人の場合	複写可	・税務署が発行した国税に未納がないことを証する 納税証明書「その3の3」 ・申請日以前 3 ヶ月以内 の証明のもの
12	国税納税証明書	個人事業者の場合	複写可	・税務署が発行した国税に未納がないことを証する 納税証明書「その3の2」

				・申請日以前 3 ヶ月以内の証明のもの
13	県税納税証明書	茨城県内に本店、支店、営業所等の事業所を持つ法人の場合	複写可	・茨城県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書「様式第 40 号の 4 (ア)」 ・申請日以前 3 ヶ月以内の証明のもの
14	県税納税証明書	茨城県内の個人事業者の場合	複写可	・茨城県内の県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書「様式第 40 号の 4 (ア)」 ・申請日以前 3 ヶ月以内の証明のもの
15	村税納税証明書	東海村内に本店、支店、営業所等の事業所を持つ法人の場合	複写可	・東海村役場税務課が発行する最新の納税証明書（様式第 69 号の 4 未納のないことの証明） ・申請日以前 3 ヶ月以内の証明のもの ・設立して間もないため課税されていない場合には、「法人の設立等に関する申告書」を提出すること
16	村税納税証明書	東海村内の個人事業者の場合	複写可	・東海村役場税務課が発行する最新の納税証明書（様式第 69 号の 4 未納のないことの証明） ・申請日以前 3 ヶ月以内の証明のもの
17	物品調達等入札参加資格審査申請書チェック表	申請者全員	原本	
18	受付票送付用の定形封筒（社名・宛先を記入， 110 円切手 を貼付）	申請者全員	原本	

※ 提出部数は、各 1 部とする。

6. 提出書類についての注意事項

- ① 提出書類は、上記 5 の順番（No.1「物品調達等入札参加資格審査申請書」が一番上にくるように）で提出すること。A 4 判の紙ファイルは不要となります。

- ② No.2「物品調達等業者登録カード」はA3判で印刷すること。
- ③ 書類に不備があるときは、書類が整うまで保留（保留期限は令和9年1月末日まで）とし、受付は行いません。なお、書類に不備がない場合、又は書類が整った場合は「東海村入札参加資格申請書受付票」をお送りします（2月中旬～下旬を予定）。
- ④ No.18「受付票送付用の定型封筒」には、「東海村入札参加資格申請書受付票」の送付先及び担当者氏名を必ず明記すること。
- ⑤ 申請書等提出後、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

7.『物品調達等入札参加資格審査申請書』についての注意事項

- ① 「1 入札参加を希望する種目（該当する種目を○で囲むこと。）」について
- ・別紙「業種コード表」の「物品調達」を希望する場合で、村が希望する仕様に合う物品類を製作等する業務は「(1) 物品の製造の請負」を、市販されている物品等を村に販売する等の業務は「(2) 物品の買入れ」を○で囲むこと。
 - ・別紙「業種コード表」の「役務の提供等」を希望する場合は「(3) 役務の提供等」を○で囲むこと。
 - ・住所、所在地、名称、代表者氏名等が他の書類と同一になっていること。

8.『物品調達等業者登録カード』についての注意事項

- ① 別紙「記載例」を参考にする。
- ② [本社情報]欄について
- ・地区コードは、本社の所在地で該当する番号（10～50）を記入すること。
- ③ [代理人情報]欄について
- ・代理人を設定する場合にのみ記入すること。
 - ・地区コードは必須項目であるため、営業所の所在地で該当する番号（15～45）を記入すること。
 - ・代理人を設定する場合は、委任状が必要となります。
- ④ [指名通知書連絡先情報]欄について
- ・[指名通知書連絡先情報]欄は、必ず記入すること。
- ⑤ [経営情報]欄について
- ・「生産額又は販売額等の額」について建設工事及び設計コンサルは別に登録（茨城県の共同受付）するため、実績額には含めないこと。
 - ・「自己資本金等の額」は、以下のとおり記入すること。
払込資本金・・・資本金の数値を記入すること。

準備金・・・・・・合計－資本金－繰越利益剰余金の数値を記入すること。

剰余金・・・・・・繰越利益剰余金の数値を記入すること。

※全ての合計は純資産合計額と一致すること。

・[経営比率]について「流動比率」は、計算した値の小数点第2位を四捨五入して記入すること。

⑥ [業種情報]欄について

・業種コードは、業種コード表のコード番号をそれぞれ記入し、業種コード表の業種名称を（ ）内に記入すること。

9. 入札参加資格についての注意事項

下記①～⑤に該当する場合、資格審査を受けることができませんのでご注意ください。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者で、その期間を経過していない者
- ② 営業に関し許可、登録等を必要とする場合においてこれを受けていない者
- ③ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載し、重要な事実を記載しなかった者
- ④ 銀行取引停止を受ける等経営状態が著しく不健全である者
- ⑤ 申請書を提出するときまでに納付すべき税を滞納している者